

社会福祉法人 藤島会 役員等報酬規程

(目的)

第一条 この規定は、社会福祉法人藤島会（以下「当法人」という）定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第二条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。なお、勤務には会議等を含むものとする。

内 容	日 額
4 時間以内の勤務	10,000 円
4 時間以上の勤務	20,000 円

- 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第三条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第四条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日とする。
- 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第五条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第六条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第七条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第八条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第九条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、平成29年6月25日から適用する。